

年金制度改正の 議論を読み解く

18. 年金制度改正法案の 解説（その3）

2025 年 6 月

日本総合研究所特任研究員 高橋俊之

2025 年 5 月 16 日に、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、現在、国会で審議中です。

厚生労働省が公表した法律案、法律案の概要資料、これまでに社会保障審議会年金部会で公表された資料等を基に、法律案による改正内容について、4 回に分けて解説します。今回はその 3 回目です。

□目次（前回より続く）

6. 標準報酬月額の上限の引上げ

7. 子に係る加算等の見直し

- （1）子に係る加算額の引上げ
- （2）老齢基礎年金の子の加算の新設
- （3）老齢厚生年金の子の加給年金の加入期間要件の 10 年への短縮
- （4）障害・遺族厚生年金の子の加算の新設と厚生年金の加算の優先
- （5）子に係る加算の国内居住要件
- （6）夫婦の両方が子の加算の要件を満たすときの一方の加算の支給停止
- （7）老齢厚生年金の配偶者加給年金の額の見直し

8. 公的年金制度のその他の改正

- （1）遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げ受給の可能化
- （2）脱退一時金制度の見直し
- （3）離婚時分割の請求期限の延長
- （4）障害年金・遺族年金の直近 1 年要件の延長
- （5）国民年金保険料の納付猶予制度の延長
- （6）国民年金の高齢任意加入の特例の延長

6. 標準報酬月額の上限の引上げ

被用者保険（厚生年金、健康保険）では、保険料額や年金等の給付額を算定する際に、**標準報酬月額・標準賞与額**の仕組みを用いています。被保険者が受ける報酬は、月給、時間給、日給など多様で毎月変動するため、標準報酬月額として定型化し、原則として1年間その額を用いることにより、大量の事務を正確かつ迅速に処理する仕組みです。

標準報酬月額等級表は、**厚生年金は8.8万円から65万円までの32等級、健康保険は5.8万円から139万円までの50等級**です。

標準報酬月額は、被保険者の4・5・6月の報酬（残業、諸手当含む）の平均を、毎年7月に算定基礎届により事業主が日本年金機構（及び健康保険組合）に届け出し、毎年1回標準報酬月額を決定（**定時決定**）して、9月分から翌年の8月分まで適用します。期間の途中でも、賃金の固定的部分の変動があり、継続した3か月間の報酬の平均が、2等級以上増減したときに、標準報酬月額を改定（**随時改定**）し、4か月目から反映します。

厚生年金の標準報酬月額の等級区分の上限は、高所得者であった者に対する**年金額があまりに高くないようにすること**や、高所得者・事業主の**保険料負担に配慮する観点**から、**健康保険の標準報酬月額**の上限よりも低く設定されています。

平成16年改正で、各年度末時点において、**全被保険者の平均標準報酬月額**の2倍に相当する額が**標準報酬月額**の上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、その年の9月から、**政令で最高等級の上に等級を追加**できること（**2倍ルール**）を定めています。このルールに基づき、2020（令和2）年には、現在の上限である65万円が追加されています。

なお、健康保険の現在の最高等級は139万円であり、各年度末時点における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が1.5%を超え、その状態が継続すると認められる場合には、政令で等級を追加できると定められています。（ただし、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の割合が0.5%を下回ってはならない。）

厚生年金保険の被保険者全体のうち、**最高等級（65万円）に該当する者が総数に占める割合は6.5%**（2024年6月時点）となっており、健康保険と比較すると、多くの者が最高等級に該当している（健康保険では1%未満）ことに加え、最高等級に該当する者の割合は女性よりも男性の方が高く、かつ、**男性については最高等級に最頻値（9.6%）**があります。これらを踏まえると、現行制度は、負担能力のある被保険者に対して、実際の負担能力に応じた保険料負担を求めることができていないと考えられます。

今回の改正案では、高齢期の経済基盤の安定及び所得再分配機能の強化を図り、また、**負担能力に応じて負担を求める観点**から、上限額を**65万円（32等級）から75万円（35等級）**に3

等級10万円引き上げることとし、**2027（令和9）年9月1日から、毎年1等級ずつ3年に分けて段階的に引き上げることとしています。**

また、現行の2倍ルールを見直し、健保法の改定ルールを参考に、最高等級に該当する者が総数に占める割合に着目して、等級を追加することができることを規定します。具体的には、**毎年3月末における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が4%を超える場合**において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月から、健康保険法の標準報酬月額の等級区分を参酌して、**政令で、当該最高等級の上に更に等級を加えることができる**（ただし、新たな最高等級に該当する被保険者数の割合が**3%を下回ってはならない**）こととされます。

図表1 **標準報酬月額の上限の引上げ**

○平成16年改正では、各年度末時点において、**全被保険者の平均標準報酬月額の2倍に相当する額が標準報酬月額の上限を上回り**、その状態が継続すると認められる場合には、**政令で、上限の上に等級を追加**できることとした。
 ※上限である標準報酬65万円以上の割合は**6.5%（278万人）**（2024年6月）

○上限該当者は、負担能力に対して相対的に軽い保険料負担となっている中、**負担能力に応じた負担を求めるとともに、将来の給付も増やす**ことができるようにする観点から、
 ・**上限等級を引き上げる（現行65万円⇒75万円）**とともに、
 ※2027年9月から68万円 2028年9月から71万円、2029年9月から75万円
 ・**上限等級の被保険者数の被保険者総数に占める割合が4%を超える場合に上限等級を引き上げる改定ルール**（ただし、新たな上限等級に該当する被保険者数の割合が3%を下回ってはならない）とする。

健康保険の等級	厚生年金の等級	標準報酬月額(円)	報酬月額(円以上～円未満)	健康保険の等級	厚生年金の等級	標準報酬月額(円)	報酬月額(円以上～円未満)
1		58,000	～ 63,000	33	30	590,000	575,000 ～ 605,000
2		68,000	63,000 ～ 73,000	34	31	620,000	605,000 ～ 635,000
3		78,000	73,000 ～ 83,000	35	32	650,000	635,000 ～ 665,000
4	1	88,000	83,000 ～ 93,000	36	新33	680,000	665,000 ～ 695,000
5	2	98,000	93,000 ～ 101,000	37	新34	710,000	695,000 ～ 730,000
6	3	104,000	101,000 ～ 107,000	38	新35	750,000	730,000 ～ 770,000
7	4	110,000	107,000 ～ 114,000	39		790,000	770,000 ～ 810,000
8	5	118,000	114,000 ～ 122,000	40		830,000	810,000 ～ 850,000
9	6	126,000	122,000 ～ 130,000	41		870,000	850,000 ～ 895,000
10	7	134,000	130,000 ～ 138,000	42		910,000	895,000 ～ 935,000
11				43		950,000	935,000 ～ 975,000
12				44		990,000	975,000 ～ 1,015,000
13				45		1,030,000	1,015,000 ～ 1,055,000
14				46		1,070,000	1,055,000 ～ 1,095,000
15				47		1,110,000	1,095,000 ～ 1,135,000
16				48		1,150,000	1,135,000 ～ 1,175,000
17				49		1,190,000	1,175,000 ～ 1,215,000
18				50		1,390,000	1,355,000 ～

（資料）2024年11月25日 社会保障審議会年金部会 資料3（p3、p11）及び提出された法律案に基づき作成

厚生年金制度で現行の最高等級の上に等級を追加した場合、

- ① **新たな最高等級に該当する人について、保険料負担が増える一方で、報酬比例部分の将来の年金額が増加**するとともに、
- ② 厚生年金財政の保険料収入が増加し、これが給付に反映されるまでの間の積立金の運用益が増加することにより、**厚生年金受給者全体（新たな最高等級に該当しない者も含む）の将来の給付水準も上昇**する

という効果があります。

新たな上限該当者の保険料と年金額への効果は、図表2のとおり、これまで65万円の上限等級に該当していた人が、75万円の標準報酬月額となることにより、保険料の本人負担額は月額59,475円から68,625円に増えますが、**社会保険料控除を考慮した実質負担額は月額約6,100円の増加**です。この等級に**1年間該当した場合、年金額は月額約510円が終身で増加**します。65歳時点の平均余命（男性19.52年、女性24.38年）を考慮すると、増額する受給総額は大きく、**本人のメリットは大きい**です。なお、標準報酬月額が75万円の人とは、賞与が年4月分とすると**年収1,200万円程度の人**ですから、**保険料の負担能力は高い**と考えられます。

社会保障審議会年金部会では、①75万円案（改定ルールは上限該当者が4%を超える場合に上限引上げ）、②79万円案（同3.5%）、③83万円案（同3%）、④98万円案（同2%）の4案が示されて検討されていましたが、引上げを小幅に留める①の75万円案が採用されました。

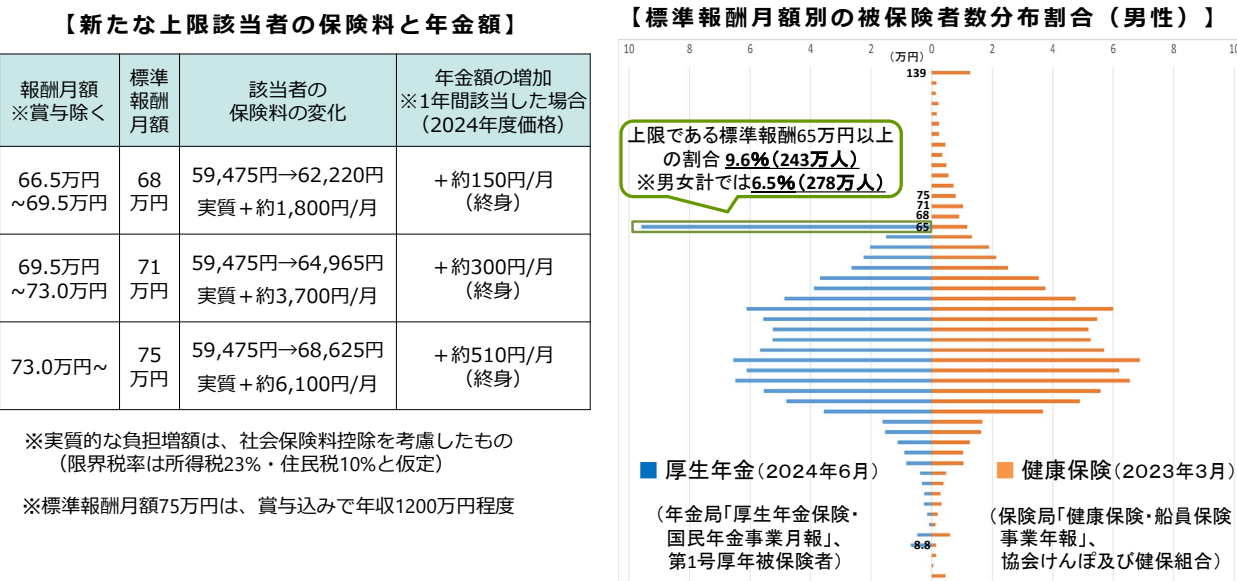
75万円の場合、**所得代替率への影響は+0.2%**（報酬比例部分）と試算されています。**在職老齢年金の見直しによる所得代替率への影響が▲0.2%ですので、結果として、これを打ち消せるもの**となっています。

図表2 **標準報酬月額の上限の引上げの効果**

標準報酬月額の上限の引上げにより、

①新たな**上限等級に該当する者の報酬比例部分が**増加する。

②保険料収入が増加し、これが給付に反映されるまでの間の積立金の運用益が増加することにより、**厚生年金受給者全体の将来の給付水準も上昇**する。 →今回の改正で**所得代替率への影響は+0.2%**



(資料) 2025年5月16日 厚生労働省法案概要資料 (p5) に基づき作成

(注1) 標準報酬月額等級表は、厚生年金保険法第20条第1項で規定されており、この規定が改正されます。現行では、法律の規定では第31等級（62万円）が最高等級で、政令により第32級（65万円）が追加されていますから、第32級（65万円）、第33級（68万円）、第34級（72万円）、第35級（75万円）が、法律に追加されます。

(注2) 標準報酬月額の最高等級の改定ルールは、厚生年金保険法第20条第2項で規定されており、この規定が改正されます。

(注3) 標準報酬月額の最高等級の引上げに関する経過措置は、改正法附則第9条で規定されています。現在の最高等級に該当する者であって、施行日前の標準報酬月額の基礎となった報酬月額が、新たに追加される等級に該当する者については、実施機関（日本年金機構や共済組合）が、職権で標準報酬月額の改定を決定すると定められています。

(注4) 標準報酬月額上限の引上げは、厚生年金被保険者の全体の標準報酬額の平均の数値に影響を与えます。このため、年金額の改定（賃金スライド）の計算に用いる厚生年金被保険者の賃金変動率の算出方法について、上限の引上げの影響を除去する必要があります。

名目賃金変動率を算出するために、5年度前の標準報酬平均額を2年度前の標準報酬平均額と比較する際には、現行法で厚年法第43条の2第1項第2号イの規定に基づき、「性別構成及び年齢別構成の変動による補正」（5年度前と2年度前の性別構成及び年齢構成を同一のものと仮定する補正）と、「標準報酬の分布状況の変動による補正」を行うこととされています。現行の2倍ルールによる上限等級の引上げの範囲に収まる場合は、平均賃金の実態の伸びに即した等級改定であり、補正は必要ありませんが、これを上回る場合は、この規定に基づく補正によって、その影響を除去する必要があると考えられます。

7. 子に係る加算等の見直し

(1) 子に係る加算額の引上げ

現行の年金制度では、**老齢厚生年金、障害基礎年金、遺族基礎年金**に、**子に係る加算制度**があります。厚生年金では**加給年金**という名称です。

今回の改正では、図表3のとおり、年金を受給しながら子を育てる人への支援を強化するため、子の加算額が引き上げられます。**2024年度価格の年額**で、現行の第2子までの**234,800円**が**281,700円**に**2割引き上げ**られます。

また、現行では**第3子以降**は第2子までより少ない**78,300円**ですが、**第2子までと同額**に引き上げられます。

子の加算についての改正は、**現在受給中の人を含め、2028（令和10）年4月分**から施行されます。

図表3

年金制度における子の加算の充実

子を持つ年金受給者の保障を強化する観点から、
現在受給している者も含めて**子に係る加算額を引上げ**
※子に係る加算のない年金については、子に係る加算を創設

(現行) 第2子まで 234,800円
第3子以降 78,300円
↓
(見直し後) 一律 **281,700円**
※2024年度価格の年額

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	配偶者の加算 加算額の見直し ※将来の受給者のみ	配偶者の加算 現行制度を維持	
基礎年金	子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む	子の加算 今回創設	子の加算 今回創設

(注) 老齢基礎年金の子の加算は、加入期間に応じて金額を調整

⇒「保険料納付済期間＋免除期間」が25年(300月)未満の場合は、

$$\text{加算額} = \text{子の加算額(満額)} \times \frac{\text{保険料納付済期間} + \text{保険料免除期間}}{300\text{月}}$$

※老齢厚生年金の子の加算について、厚生年金の被保険者期間の要件を20年から10年に短縮

※基礎年金と厚生年金のいずれも子に係る加算の受給要件を満たす場合は、厚生年金の加算を優先し併給調整

※子に係る加算については「国内居住要件」を設定

※夫婦の両方が子の加算の要件を満たすときは一方を支給停止

※2028(令和10)年4月分の加算から実施

(資料) 2025年5月16日 厚生労働省法案概要資料(p8) 及び提出された法律案に基づき作成

(注1) 障害基礎年金の子の加算額は国民年金法第33条の2第1項に、遺族基礎年金の子の加算額は国民年金法第39条第1項及び第39条の2第1項に、老齢厚生年金の子の加給年金額は厚生年金保険法第44条第2項に規定されており、これらの規定が改正されます。

(注2) 現在の法律の規定は、2004(平成16)年度価格の224,700円に改定率を乗じて得た額(3人目以降は74,900円に改定率を乗じて得た額)と規定されています。改正後の規定は、2004(平成16)年度価格の269,600円に改定率を乗じて得た額に改められます。この改定率は、基礎年金の新規裁定者の年金額の改定率のことです。現行では、第2子までと第3子以降では金額が異なりますが、一律の額に改められます。

(注3) 障害基礎年金及び遺族基礎年金の子の加算額の引上げの経過措置は、改正法附則第4条第3項で規定されています。改正後の加算額の規定は、「令和10年4月以後の月分のこれらの規定により子について加算する額について適用し、同年3月以前の月分の子について加算する額については、なお従前の例による。」と定められています。

(注4) 老齢厚生年金の子に係る加給年金額の引上げの経過措置は、改正法附則第12条第5項で規定されています。改正後の加給年金額の規定は、「令和10年4月以後の月分の子に係る加給年金額について適用し、同年3月以前の月分の子に係る加給年金額については、なお従前の例による。」と定められています。

（２）老齡基礎年金の子の加算の新設

現行では、**老齡基礎年金には子の加算は無く、老齡厚生年金の受給者に限り、老齡厚生年金に子に係る加給**があります。

子の出生時における親の年齢が上昇傾向にある中で、子育て期間中に定年退職等を迎え、主たる収入が年金のみとなる親が増えていくことが想定されます。このため、比較的高齢になってからでも安心して子育てできる環境を整備する観点から、**老齡基礎年金についても子の加算が創設**されます。

その際、子を持つ年金受給者であれば広く拡充の効果が及ぶよう、現行の**老齡基礎年金の受給資格期間の 10 年を満たせば、老齡基礎年金の子の加算も行われる**こととし、現行の老齡厚生年金の加給年金のように、20 年の被保険者期間までは求めないこととされます。

ただし、国民年金加入期間の納付実績が極端に低い人に対しても定額の加算を行うとすると、生計を維持する子がいれば本体給付よりも高額の加算を受給することとなり、不公平感が強くなるため、**保険料納付済期間と免除期間の月数の合計が 300 月（25 年）に満たない場合は、子の加算の額の満額に、当該月数が 300 月に占める割合を乗じた額が加算額**となります。

老齡基礎年金の子の加算の新設は、2028（令和 10）年 4 月 1 日から施行され、**施行日以後に新たに老齡基礎年金の受給権を取得する人から適用**されます。

（注 1）老齡基礎年金の子の加算額は、国民年金法第 27 条の 6 を新設して、規定されます。

（注 2）保険料納付済期間と免除期間の月数の合計により加算額を減じる計算は、保険料納付済期間、一部免除期間及び全額免除期間の月数を単純に合算した期間で計算します。

（注 3）老齡基礎年金の子の加算の新設についての経過措置は、改正法附則第 4 条第 1 項で規定されています。改正後の規定は「施行の日前において老齡基礎年金の受給権を有する者については、適用しない。」と定められています。

（３）老齡厚生年金の子の加給年金の被保険者期間要件の 10 年への短縮

老齡厚生年金の子の加給年金額は、**現行では、厚生年金の被保険者期間が 20 年以上あることが要件**になっていますが、今回の改正では、子を持つ老齡厚生年金の受給権者であれば広く子の加算の拡充の効果が及ぶよう、**厚生年金の被保険者期間の要件が 20 年から 10 年に短縮**されます。

この改正は、2028（令和 10）年 4 月 1 日から施行され、**施行日以後に新たに老齡厚生年金の受給権を取得する人から適用**されます。

(注1) 老齢厚生年金の子の加給年金額は、厚生年金保険法第44条第1項に規定されており、現行では、「老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る。）の額は、……同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。」と規定されています。今回の改正では、老齢厚生年金の配偶者の加給年金額の要件については、引き続き被保険者期間の月数240以上を要件としつつ、子の加給年金額の要件については、被保険者期間の月数の要件が120月に改正されます。

(注2) 老齢厚生年金の子の加給年金の被保険者期間要件の10年への短縮についての経過措置は、改正法附則第12条第1項で規定されています。改正後の規定は「施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者について適用し、施行日前に老齢厚生年金の受給権を取得した者については、なお従前の例による。」と定められています。

(4) 障害・遺族厚生年金の子の加算の新設と厚生年金の加算の優先

今回の改正では、**障害厚生年金と遺族厚生年金に子に係る加給年金額が新設**され、これにより、**基礎年金・厚生年金**のいずれでも、また**老齢・障害・遺族**のいずれの種別の年金でも、子に係る加算が行われる**わかりやすい制度**となります。

その上で、基礎年金と厚生年金の両方で子の加算の要件を満たすときには、**厚生年金の子の加算を優先する併給調整**が行われます。

この改正は、2028（令和10）年4月1日から施行され、同年4月分からの子の加算について、改正後の支給停止の規定が適用されます。

(注1) 障害厚生年金の子の加給年金額は、厚生年金保険法第50条の2の改正で規定されます。遺族厚生年金の子の加給年金額は、同法第62条の2の新設で規定されます。

(注2) 併給調整は、老齢基礎年金の子の加算は、国民年金法第27条の6第1項第2号で、老齢厚生年金又は遺族厚生年金の子の加給年金額があるときは、支給停止すると規定されます。

障害基礎年金の子の加算は、国民年金法第33条の2第1項第2号で、老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金の子の加給年金額があるときは、支給停止すると規定されます。

遺族基礎年金の子の加算は、国民年金法第39条第1項第2号で、遺族厚生年金の子の加給年金額があるときは、支給停止すると規定されます。

これらの規定で、対象の厚生年金の種別が異なっているのは、老齢・障害・遺族の基礎年金は、併給可能な厚生年金の種別の組合せが異なっているもので、併給可能な組合せについて、厚生年金の子の加給を優先する併給調整を規定したものです。

一方、老齢・障害・遺族の厚生年金は、原則として一つを選択して受給する仕組みであり、例外として、老齢と遺族の厚生年金は、本人の老齢厚生年金を優先して支給し、差額分を遺族厚生年金として受給する併給調整があります。このため、厚生年金の間では、子の加算が重複することはありません。

(注3) 障害基礎年金及び遺族基礎年金の子の加算について、厚生年金の子の加給年金額を優先する支給停止規定の経過措置は、改正法附則第4条第5項に規定されています。改正後の規定は、「令和10年4月以後の月分のこれらの規定に規定する子について加算する額に相当する部分の支給停止について適用し、同年3月以前の月分の当該子について加算する額に相当する部分の支給停止については、適用しない。」と定められています。

なお、新設される老齢基礎年金の子の加算は、同年4月以降の月分しか存在しないため、経過措置はありません。

(5) 子に係る加算の国内居住要件

今回の改正での子の加算の拡充は、子を有する年金受給権者の子育て支援を主な目的として行うものであり、給付を必要とする者に対して必要な給付を行う観点から、加算の対象となる子の範囲について、**国内に居住する子とする国内居住要件を設ける**改正が行われます。

子が日本国内に住所を有しないときは、子の加算は支給停止となりますが、**外国において留学をする学生**その他の日本国内に住所を有しないが**渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者**として厚生労働省令で定めるものについては、**加算の対象**となります。

国内居住要件の先例としては、令和元年の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」で、**健康保険、国民健康保険の被扶養者の要件**について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していることの要件が追加され、同じ改正法で、国民年金法についても、**第3号被保険者の認定要件**に、国内居住要件が追加されました。

この改正は、2028（令和10）年4月1日から施行されますが、施行の際、現行規定で現に子の加算がされている障害基礎年金、遺族基礎年金又は老齢厚生年金の受給権を有する者には、既得権保護の観点から、適用されません。

(注1) 子が日本国内に住所を有しないときの支給停止の規定は、老齢基礎年金については国民年金法第27条の6第1項第1号で、障害基礎年金については同法第33条の2第1項第1号で、遺族基礎年金については同法39条第1項第1号及び第39条の2第1項第1号で規定されます。

また、老齢厚生年金については厚生年金保険法第 44 条第 1 項で、障害厚生年金については同法第 50 条の 2 第 1 項で、遺族厚生年金については同法第 62 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 62 条の 3 第 1 項で規定されます。

(注 2) 国内居住要件を設けることの経過措置については、障害基礎年金及び遺族基礎年金の子の加算については、改正法附則第 4 条第 4 項で規定されています。「施行の際現にその額が加算されている障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給権を有する者については、適用しない。」と定められています。ただし、「これらの子が施行日以後に日本国内に住所を有するに至った日以後、初めて日本国内に住所を有しなくなった日の属する月の翌月から・・・子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。」と定められており、施行日後にいったん国内に戻り、再度出国した場合は、その時から支給停止の規定が適用されます。

また、現行で国内に住所を有しない子について加算されている老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の子の加給年金については、改正法附則第 12 条第 2 項で、同様の経過措置が規定されています。

(6) 夫婦の両方が子の加算の要件を満たすときの一方の加算の支給停止

現行の老齢厚生年金の子に係る加給年金や、障害基礎年金の子に係る加算では、夫婦 2 人が加算の要件を満たしている場合に、夫婦 2 人に対して加算が支給されます。

しかし、子の加算は、子の数に応じて加算を行う制度であり、年金給付による所得保障の必要性の程度は、子の数に応じて変わることを踏まえれば、夫婦 2 人に対して支給する必要性は乏しいです。

このため、今回の改正では、夫婦 2 人が子の加算の要件を満たしている場合でも、**夫婦 2 人のうち主として子の生計を維持している者に加算を行い、他方の子の加算は支給停止**とするよう改められます。

この改正は、現行の老齢厚生年金の子に係る加給年金や、障害基礎年金の子に係る加算について行われるとともに、新設される老齢基礎年金の子の加算や、障害厚生年金の子に係る加給年金についても同様の規定が置かれます。遺族年金については、性質上、夫婦 2 人に加算が支給される状況は生じないので、改正はありません。

この改正は、2028（令和 10）年 4 月 1 日から施行されます。施行の際、現行規定で現に子の加算がされている障害基礎年金又は老齢厚生年金の受給権を有する者には、既得権保護の観点から、適用されません。

(注 1) 夫婦の両方が子の加算の要件を満たすときの一方の加算の支給停止の規定は、老齢基

礎年金については国民年金法第 29 条の 2 が追加されて規定され、障害基礎年金については同法第 36 条の 5 が追加されて準用されます。また、老齢厚生年金については厚生年金保険法第 46 条第 7 項が追加されて規定され、障害厚生年金については同法第 54 条第 3 項が改正されて準用されます。

この規定は、子の加算の受給権者の配偶者が受給する年金給付にも、子の加算又は子に係る加給年金が行われており、かつ、当該配偶者がその子について主として生計を維持しているときは、当該受給権者については子の加算又は子に係る加給年金の部分を支給停止するものです。（その結果、当該配偶者の年金給付に対してのみ、子に係る加給年金又は子の加算が支給されます。）

（注 2）夫婦の両方が子の加算の要件を満たすときの一方の加算の支給停止の規定の経過措置については、現行で夫婦双方に給付されている障害基礎年金の子の加算については、改正法附則第 4 条第 2 項で、「施行の際現に改正前の規定によりその額が加算されている障害基礎年金の受給権を有する者については、適用しない。」と定められています。

また、老齢厚生年金の子の加給年金については、改正法附則第 12 条第 6 項で、「施行の際現に改正前の規定により子に係る加給年金額が加算されている老齢厚生年金の受給権を有する者については、適用しない。」と定められています。

（7）老齢厚生年金の配偶者加給年金の額の見直し

夫婦がともに65歳に到達し、基礎年金を受給するまでの間（一方が65歳以上、その配偶者が65歳未満である間）は、図表4のとおり、老齢厚生年金の加算として、配偶者加給年金が支給されています。

支給要件は、**厚生年金の被保険者期間が20年（240月）以上**ある老齢厚生年金の受給権者であること、**受給権を取得したときに生計を維持している65歳未満の配偶者があること**です。**老齢厚生年金の繰下げ待機中は支給されず**、繰下げ増額の対象となりません。**加算対象の配偶者が、厚生年金の被保険者期間20年（240月）以上の老齢厚生年金を受給することができる場合は、支給停止**となります。

この制度は、昭和60年改正で第3号被保険者制度を導入した際、旧法の計算方法の考え方（夫の年金で夫婦2人が生活できる給付設計）から、妻の基礎年金部分と配偶者加給年金部分等を切り出し、その部分を妻の老齢基礎年金とした上で、配偶者加給年金は配偶者が老齢基礎年金を受給できる65歳までの間の有期給付とされたものです。その際、特別加算が設けられ、**特別加算を合算した配偶者加給年金額が、老齢基礎年金の満額の2分の1の額となるように設定**されました。

2024年度は、加給年金額234,800円に、特別加算173,300円（昭和18年4月2日以後生まれの場合）を加えて、**年額408,100円**です。

今回の改正では、女性の社会進出や共働き世帯の増加など社会状況の変化を踏まえ、**年下の配偶者を扶養する場合にのみ支給される配偶者に係る加算額の見直し**が行われます。老齢厚生年金の配偶者の**加給年金と特別加算額**をそれぞれ**1割減額**し、合計額は2024年度額で**年額367,200円**に改められます。

この改正の施行日は2028（令和10）年4月1日ですが、**既に受給している者の加算額については、現行の規定による額が維持**されます。

図表4 **年下の配偶者の扶養に着目した配偶者に係る加算の見直し**

女性の社会進出や共働き世帯の増加など社会状況の変化を踏まえ、年下の配偶者を扶養する場合にのみ支給される**配偶者に係る加算額は見直し**（既に受給している者の加算額は維持）

老齢厚生年金の配偶者加給年金 （特別加算額を含む） （現行）	408,100円
（見直し後）	367,200円
※2024年度価格の年額	

夫65歳到達		妻65歳到達		（夫と妻が逆も同じ）	
夫分	老齢厚生年金 （240月以上）	夫分	老齢厚生年金 （240月以上）	妻分	老齢厚生年金 （240月以上）
	老齢基礎年金		老齢基礎年金		老齢基礎年金
	加給年金 （特別加算額を含む）				老齢基礎年金

➤ 夫婦がともに65歳に到達し、基礎年金を受給するまでの間（一方が65歳以上、その配偶者が65歳未満である間）は、老齢厚生年金の加算として、**配偶者加給年金が支給**されている。

- （支給要件）・厚生年金の被保険者期間が20年（240月）以上ある**老齢厚生年金**の受給権者であること
 ・受給権を取得したときに**生計を維持している65歳未満の配偶者があること**
 ・老齢厚生年金の繰下げ待機中は**支給されない**（繰下げ増額の対象とならない）
 ・**加算対象の配偶者**が、厚生年金の被保険者期間20年（240月）以上の**老齢厚生年金**を受給することができる場合は、**支給停止**

※昭和60年改正で第3号被保険者制度を導入した際、旧法の計算方法の考え方（夫の年金で夫婦2人が生活できる給付設計）から、妻の基礎年金部分と配偶者加給年金部分を切り出し、その部分を妻の老齢基礎年金とした上で、配偶者加給年金は配偶者が老齢基礎年金を受給できる65歳までの間の**有期給付**とされた。その際、特別加算が設けられ、特別加算を合算した配偶者加給年金額が、**老齢基礎年金の満額の2分の1の額**となるように設定された。

※2024年度は、加給年金額234,800円＋特別加算173,300円（昭和18年4月2日以後生まれの場合）＝408,100円

（資料）2024年12月3日 社会保障審議会年金部会 資料1（p9,p19）、2025年5月16日 厚生労働省法案概要資料（p8）に基づき作成

老齢厚生年金の配偶者の加給年金は、夫が家計の主たる担い手として就労し、中高年の女性の就労の機会が少なかった時代に、夫が退職して年金生活者となると、夫が扶養する妻について加給年金が必要、という古い時代の制度設計です。

現在では、①**女性の就労が進展し、共働き世帯も増加する中で、必要性が低下**してきていること、②**妻が年下の場合のみ受給できる、夫・妻の年齢差が大きいほど累積受給額が多くなる**など、**年齢に基づく不公平感があること**、③**繰下げ待機期間中は加算されないことから、繰下げ受給の選択を歪める**おそれがあること、という課題が指摘されています。このため、社会保

障審議会年金部会では、**廃止すべきという意見**が有識者の委員から出されていました。今回は、金額の1割縮小にとどめる穏やかな案となり、今後の検討課題が残されています。

なお、今回の改正は、「年下の配偶者を扶養する場合にのみ支給される配偶者に係る加算額の見直し」という趣旨ですから、**障害厚生年金の配偶者の加給年金額については、改正はありません。**

(注1) 老齢厚生年金の配偶者の加給年金額は、厚生年金保険法第50条の2第2項で規定されており、この規定が改正されます。現行では、2004（平成16）年度価格の224,700円に改定率を乗じて得た額と規定されています。改正後は、2004（平成16）年度価格の202,200円に改定率を乗じて得た額に改められます。この改定率は、基礎年金の新規裁定者の年金額の改定率のことです。

(注2) 老齢厚生年金の配偶者の加給年金額の特別加算額は、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）」の附則第60条第2項に規定されています。現行では、生まれた年度により金額が書き分けられており、昭和18年4月2日以後に生まれた者については、2004（平成16）年度価格の165,800円に改定率を乗じて得た額と規定されています。改正後は、2004（平成16）年度価格の149,200円に改定率を乗じて得た額に改められます。生まれた年度による区分が廃止されるのは、改正の施行日の時点で、昭和18年4月1日までに生まれた者は、85歳以上であり、新たに特別加算を加算され始めることは無いからです。

(注3) 老齢厚生年金の配偶者の加給年金額の引下げの経過措置は、改正法附則第12条第4項に規定されています。改正後の加給年金額の規定は、「施行日前において改正前厚年法第44条第1項の規定により配偶者に係る加給年金額が加算された老齢厚生年金の受給権を有する者については、同条第2項（配偶者について加算する額に係る部分に限る。）及び改正前昭和60年改正法附則第60条第2項の規定は、なおその効力を有する。」と定められています。

8. 公的年金制度のその他の改正

（1）遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げ受給の可能化

現行制度では、遺族厚生年金の受給権者は、老齢年金（基礎年金・厚生年金）の繰下げ受給はできない規定となっています。

例えば、専業主婦や厚生年金が適用されない働き方だった妻が、若いときに短い期間だけ厚生年金に加入していた場合も、妻が亡くなると少額ですが夫に遺族厚生年金の受給権が発生し

まず（現行制度でも、遺族厚生年金は、夫についても、妻の死亡時に55歳以上の場合には60歳から支給）。また、共働きの場合も、老齢厚生年金と遺族厚生年金の併給調整では、本人の老齢厚生年金が優先されますので、老齢厚生年金の額が遺族厚生年金の額よりも多いときは、遺族厚生年金は全額が支給停止ですが、法律上は、受給権が生じているため、繰下げ制度を利用できません。

このため、今回の改正では、高齢者の就労が進展し、今後繰下げ制度の利用者が増える可能性があることを踏まえて、年金を増額させたいという受給権者の選択を阻害しない観点から、遺族厚生年金の受給権者についても、老齢年金の繰下げ申出を認める改正が行われます。

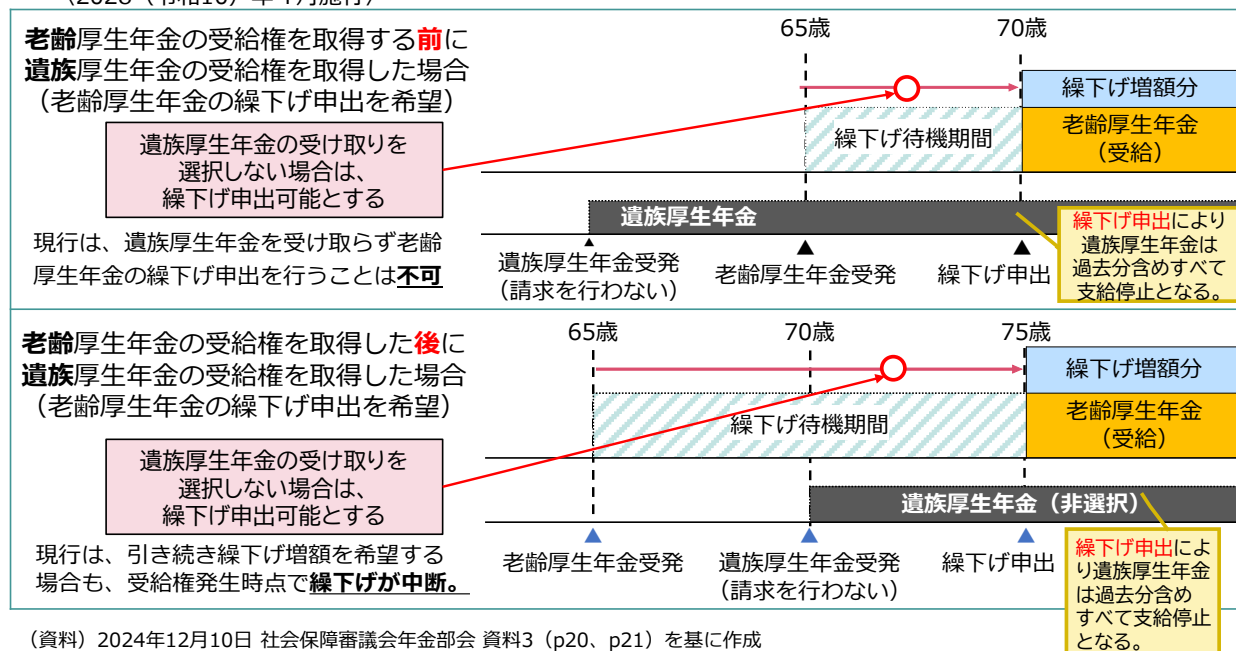
具体的には、図表5のとおり、**老齢基礎年金**については、**繰下げ申出を認める**こととされます。また、**老齢厚生年金**については、**繰下げ申出前に遺族厚生年金の請求を行わない場合**には、**繰下げ申出を認める**こととされます。

この改正は、2028（令和10）年4月1日に施行され、施行日の前日において遺族厚生年金の受給権を有し65歳に達していない者等に適用されます。

図表5

遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げ可能化

- 現行制度では、遺族厚生年金の受給権者は、老齢（基礎・厚生）年金の繰下げ支給はできない。
- 高齢者の就労が進展し、今後繰下げ制度の利用者が増える可能性があることを踏まえて、年金を増額させたいという受給者の選択を阻害しない観点から、遺族厚生年金受給権者についても、繰下げ申出を認める。
※老齢厚生年金の繰下げについては、遺族厚生年金を請求していない場合に限る。
〈2028（令和10）年4月施行〉



（注1）老齢基礎年金の繰下げの申出の規定は、国民年金法第28条にあり、この規定が改正されます。

(注2) 老齢厚生年金の繰下げ申出の規定は、厚生年金保険法第44条の3にあります。新たに第44条の4及び第44条の5を加えて、遺族厚生年金の受給権を有する期間がある者についての繰下げ申出の規定を新設しています。ここでは、第44条の4第1項第3号で規定する「当該申出の前に当該遺族厚生年金の請求をしたとき」は、繰下げ申出ができないことを定めています。

(注3) 老齢基礎年金の繰下げを可能とする改正の経過措置は改正法附則第5条で、老齢厚生年金の繰下げを可能とする経過措置は改正法附則第13条で規定されています。

この経過措置では、「改正後の規定は、施行日の前日において、遺族厚生年金の受給権を有しない者（令和2年改正法附則第6条に規定する者に限る。）及び遺族厚生年金の受給権を有する者（同日において65歳に達していない者に限る。）について適用し、同日において、遺族厚生年金の受給権を有しない者（令和2年改正法附則第6条に規定する者を除く。）及び遺族厚生年金の受給権を有する者（同日において65歳に達している者に限る。）については、なお従前の例による。」と定められています。令和2年改正法附則第6条に規定する者とは、令和4年4月1日の前日において70歳に達していない者であり、75歳までの繰下げを可能とした令和2年改正の経過措置との整合性によるものです。

（2）脱退一時金制度の見直し

脱退一時金は、**滞在期間が短い外国人は、老齢年金の受給資格期間10年を満たすことが困難**で、保険料納付が老齢年金の受給に結びつきにくいという特有の事情を踏まえた制度です。被保険者期間に応じて一時金の形式で支給（現行では支給上限5年）され、受給するとそれまでの被保険者期間がなくなります。

支給上限は、在留資格の見直しや外国人の滞在期間の長期化を踏まえ、**令和2年改正で3年から5年に引き上げ**られました。これは、令和元年施行の改正出入国管理法により、期間更新に限度のある在留資格の上限が5年に引き上げられたこと、制度創設時と比べて、3年～5年滞在した者の割合が外国人出国者の約5%から約16%に増加したことを踏まえたものです。

今回の改正では、図表6のとおり、2つの見直しが行われます。

一つ目は、**再入国許可がある場合の支給要件の見直し**です。在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、老後を日本で暮らす可能性がある外国人も増加しています。現行制度においては、再入国許可付き出国をした場合でも脱退一時金の受給が可能であり、滞在途中の一時的な帰国の際に脱退一時金を受給するとそれまでの年金加入期間がなくなってしまう。

このため、将来の年金受給に結びつけやすくする観点から、**再入国許可付きで出国した者には、当該許可の有効期間内は脱退一時金は支給しない**よう要件が改正されます。再入国許可月で出国した場合でも、再入国しないまま許可期限を経過した場合には受給が可能です。

二つ目は、**支給上限の引上げ**です。滞在期間の長期化が進む中で、保険料納付が老齢年金の受給に結びつかない外国人にとっては、脱退一時金の必要性が高まっている側面もあります。

5年～10年滞在した外国人の割合は、2020年は約6%でしたが、2023年は約18%と増えています。また、技能実習制度に代わり育成就労制度が創設されることとなっており、**育成就労制度（3年）を経て特定技能1号（5年）に移行すると合計8年間**となることを踏まえ、**支給上限が現行の5年から8年に引き上げ**られます。

再入国許可がある場合の支給要件の見直しは、法律の公布から4年以内の政令で定める日から施行されます。この改正は、施行日以降に行われる脱退一時金の請求について適用され、また、施行日時点において60歳未満の者について適用されます。

図表6

脱退一時金制度の見直し

○脱退一時金は、**外国人の場合は、滞在期間が短く、保険料納付が老齢年金の受給に結び付きにくいという特有の事情**を踏まえた制度。

○**被保険者期間に応じて一時金の形式で支給（支給上限5年）され、受給するとそれまでの被保険者期間がなくなる。**

※支給上限は、在留資格の見直しや外国人の滞在期間の長期化を踏まえ、令和2年改正で3年から5年に引き上げた
・令和元年施行の改正出入国管理法により、期間更新に限度のある在留資格の上限が5年に引き上げられた
・制度創設時と比べて、3～5年滞在した者の割合が外国人出国者の約5%から約16%に増加した

① 支給要件の見直し（再入国許可）

<公布から4年以内の政令で定める日から施行>

○在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、老後を日本で暮らす可能性がある外国人も増加していると考えられる。**現行制度においては、再入国許可付き出国をした場合でも脱退一時金の受給が可能であり、滞在中の一時的な帰国の際に脱退一時金を受給するとそれまでの年金加入期間がなくなってしまう。**

○将来の年金受給に結びつけやすくする観点から、**再入国許可付きで出国した者には当該許可の有効期間内は脱退一時金は支給しない**こととする（再入国しないまま許可期限を経過した場合には受給が可能）。

② 支給上限の引上げ

○滞在期間の長期化が進む中、保険料納付が老齢年金の受給に結びつかない外国人にとっては、脱退一時金の必要性が高まっている側面もあると考えられる。

○在留資格の見直しや滞在期間も踏まえて、**支給上限を現行の5年から8年に引き上げる。**（政令で措置予定）

※5～10年滞在した外国人の割合： 2020年 約6% ⇒ 2023年 約18%

※技能実習制度に代わり育成就労制度が創設される予定

⇒育成就労制度（3年）を経て特定技能1号（5年）に移行し、計8年我が国に滞在する者が増加する

（資料）2025年5月16日 厚生労働省法案概要資料（p9）に基づき作成

（注1）脱退一時金は、国民年金法（国民年金第1号被保険者）については、国民年金法附則第9条の3の2に規定されており、厚生年金保険法（厚生年金被保険者）については、厚生年金保険法附則第29条に規定されており、これらの規定が改正されます。

（注2）支給上限の引上げは、政令改正で措置されます。

（注3）再入国許可を受けて出国する場合の脱退一時金についての経過措置は、国民年金法については改正法附則第8条に、厚生年金保険法については改正法附則第19条に規定されています。

この経過措置では、「改正後の規定は、施行の日以後に行われる脱退一時金の支給の請求について適用し、施行日前に行われた脱退一時金の請求については、なお従前の例による。」と定められています。

また、「施行日において60歳以上であるものが施行日以後に行う脱退一時金の支給の請求については、なお従前の例による。」と定められています。これは、施行日時点で60歳に達している者は、受給資格期間10年を満たすことが難しいことを考慮し、改正後の規定は、施行日時点において60歳未満の者について適用することとされたものです。

(3) 離婚時分割の請求期限の延長

離婚時の年金分割の請求期限は、平成16年改正法において、民法第768条第2項において**離婚時の財産分与に係る除斥期間が2年**とされていることを踏まえ、**離婚したときから2年**を経過したときとされています。

今般、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）による改正により、**民法上の離婚時の財産分与に係る除斥期間が、現行の離婚後2年間から5年間に伸長**することとされたことに伴い、**年金制度の離婚時の年金分割の請求期限**についても、**現行の2年から5年に延長**されます。

この改正は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。施行日前に離婚等した場合の年金分割の請求期限は、現行と同じです。

（注1）離婚時の年金分割の請求期限は、厚生年金保険法第78条の2第1項に規定されており、これが改正されます。

（注2）この改正の経過措置は、改正法附則第10条に規定されています。この規定では、「施行の日前に離婚等をした場合における標準報酬の改定又は決定を実施機関に請求することができる期間の制限については、なお従前の例による。」としています。

(4) 障害年金・遺族年金の直近1年要件の延長

障害年金・遺族年金の保険料納付要件は、**保険料納付済期間等が被保険者期間の3分の2以上**あることが必要ですが、その例外として、昭和60年改正法附則において、初診日（死亡日）が2026（令和8）年4月1日前にある障害（死亡）について、初診日（死亡日）の前日において、初診日（死亡日）の属する月の前々月までの**1年間のうちに保険料の未納期間がない場合**には保険料納付要件を満たすこととしています。

昭和60年改正法制定当時は、1996（平成8）年までの措置として設けられましたが、その後、3度の改正により10年ずつ期限が延長され、現在は2026（令和8）年が期限となってい

ます。

今回の改正では、この期限を2036（令和18）年4月1日前まで10年延長します。

（注）直近1年による支給要件の特例は、障害基礎年金については「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）」の附則第20条第1項、遺族基礎年金については同法の附則第20条第2項に規定されています。また、障害厚生年金については同法の附則第64条第1項、遺族厚生年金については同法の附則第64条第2項に規定されています。現行の「初診日が令和8年4月1日前にある傷病による障害」「令和8年4月1日前に死亡した者」とある規定中、「令和8年4月1日」が「令和18年4月1日」に改正されます。

（５）国民年金保険料の納付猶予制度の延長

納付猶予制度は、保険料を納めることが困難な期間について、実際に負担できることとなった時点で保険料追納を可能とするため、**同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得要件で、保険料納付を猶予する**ものです。

2004（平成16）年の制度創設当時、雇用情勢の悪化等による若年失業者の増大等が社会問題化していた状況等を踏まえ、**20歳以上30歳未満という若年層が対象**とされており、2015（平成27）年までの時限措置とされました。その後、2013（平成25）年の改正により、2025（令和7）年まで期限が延長されました。また、非正規雇用の労働者が中高年も含む幅広い世代で増加していることを踏まえ、**2014（平成26）年の改正により、30歳以上50歳未満の者にも対象が拡大**されています。そして、2020（令和2）年改正法により、2030（令和12）年まで再び期限が延長されています。

この制度については、利用者が一定程度おり、未納防止に資することや、障害基礎年金・遺族基礎年金の受給につながるケースが存在することから、**この期限が2035（令和17）年6月まで5年延長**されます。

（注1）20歳以上30歳未満の若年層を対象とする納付猶予制度は、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）」の附則第19条第2項で規定されています。現行では「平成18年7月から令和12年6月までの期間において・・・」と規定されているものが、「平成18年7月から令和17年6月までの期間において・・・」に改正されます。

（注2）30歳以上50歳未満を対象とする納付猶予制度は、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）」の附則第14条第1項で規定されています。現行では「平成28年7月から令和12年6月までの期間において・・・」と規定されているものが、「平成28年7月から令和17年6月までの期間において・・・」に改正されます。

（６）国民年金の高齢任意加入の特例の延長

65歳以上70歳未満で老齢基礎年金受給に必要な資格期間の10年間の要件を満たすことができない者を対象に、国民年金に加入して保険料を納付することにより年金の受給権に結びつけることができるようにする「**国民年金の高齢任意加入**」の特例が時限措置として設けられています。

この特例は、現在、**1965（昭和40）年4月1日までに生まれた者を対象とした時限措置**であり、2029（令和11）年度には昭和40年4月1生まれの者が65歳に到達します。このため、今後新たに65歳に到達する世代も利用できるよう、**1975（昭和50）年4月1生まれまで対象**とするよう、**10年延長**されます。

（注1）高齢任意加入の特例は、当初、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）」の附則第11条で、昭和30年4月1日以前に生まれた者を対象に、65歳に達した時点でも受給資格期間25年を満たすことができない者が国民年金へ任意加入できる特例として規定されました。

その後、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）」の附則第23条で、昭和30年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者を対象に、同様の特例が規定されました。

その後、平成29年8月から老齢基礎年金受給に必要な資格期間が10年に短縮されたので、これを満たすことができない者に対する制度となっています。

（注2）今回の改正では、改正法附則第40条で、昭和40年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者を対象に、同様の特例が規定されます。

（この他の改正事項の解説は、次回に続く）

※本稿は、「年金時代」（社会保険研究所）に、2025年6月5日付けで掲載されたものです。

※本稿は、厚生労働省のホームページで公表されている国会提出法案、法案概要資料、これまでの社会保障審議会年金部会等の資料に基づきながら、筆者においてまとめたものです。

※年金制度についての詳しい解説は、筆者の書籍「年金制度の理念と構造—より良い社会に向けた課題と将来像」（[社会保険研究所](#)、2024年4月23日刊）をご参照ください。

【筆者プロフィール】高橋俊之（たかはし としゆき）

1962年東京都生まれ。1987年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004年から2008年まで社会保険庁で総務課企画官・企画室長。2015年から内閣府で大臣官房審議官（経済財政運営・経済社会システム担当）。2017年から厚生労働省で年金管理審議官、2019年から年金局長。2019年の財政検証、2020年の年金制度改正法案などを担当。2022年6月厚生労働省退官。同年10月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。日本年金学会会員